

葛飾区生物多様性推進協議会設置要綱

24葛環環第1397号

平成25年3月15日

区 長 決 裁

(設置)

第1条 生物多様性かつしか戦略及び生物多様性かつしか戦略実行計画の推進を目的に、葛飾区民、地域団体、事業者及び葛飾区（以下「区」という。）が対等な立場に立ち、相互に連携・協働のパートナーとして活動する仕組みとして、区内の生物多様性に関する活動への取組を広げるとともに、生物多様性かつしか戦略及び生物多様性かつしか戦略実行計画を実現するため、葛飾区生物多様性推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 生物多様性かつしか戦略 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条及び葛飾区環境基本計画に基づき策定した、より豊かな区民生活を実現するための生物多様性に関する区の今後の取組の方向性を示す「生物多様性かつしか戦略」をいう。

(2) 生物多様性かつしか戦略実行計画 生物多様性かつしか戦略で定めた取組を実行するための計画をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生物多様性かつしか戦略及び生物多様性かつしか戦略実行計画の推進に関すること。
- (2) 協議会の会員間での活動状況、生物多様性等に関する情報交換に関すること。
- (3) 協議会において連携・協働する合同イベント・キャンペーン等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) (個人会員)
 - ア 主に区内で自然環境活動を行っている者
 - イ 前条に掲げることに理解のある者
- (2) (団体会員) 2人以上で構成する団体をいう。
 - ア 主に区内で自然環境活動を行っている団体
 - イ 区内事業者を主たる構成員とする団体
 - ウ 前条に掲げることに理解のある団体
- (3) (その他会員)
 - ア 区内学校の職員
 - イ 次に掲げる区の職員
 - (ア) 政策経営部長

- (イ) SDGs推進担当部長
- (ウ) 産業観光部長
- (エ) 環境部長
- (オ) 都市整備部長
- (カ) 都市施設担当部長
- (キ) 教育次長
- (ク) 学校教育担当部長

ウ 官公庁の職員

- 2 会員になろうとする者は、葛飾区生物多様性推進協議会会員入会・継続・変更申込書（第1号様式）により区長に申し込み区長の承認を受けるものとする。この場合において、申込みをする者が団体会員である場合にあっては、申込み時に団体名簿及び規約を区長に提出しなければならない。
- 3 会員は前項に定めるところの承認を受けた内容に変更があった場合は、葛飾区生物多様性推進協議会会員入会・継続・変更申込書（第1号様式）により区長の承認を受けるものとする。
- 4 会員の任期は、2年とし再任は妨げない。
- 5 再任をする場合にあっては、第2項の規定を準用する。

(休会)

- 第5条 会員は、葛飾区生物多様性推進協議会会員休会・退会・復会申込書（第2号様式）により区長に申込み、休会することができる。この場合において、休会の期間は、任期までとする。
- 2 会員は、任期が終了するまでに、葛飾区生物多様性推進協議会会員休会・退会・復会申込書（第2号様式）により退会するか復会するかを区長に申込みものとする。
 - 3 前項の申込みがなかった場合は、任期の満了をもって退会とする。

(退会)

- 第6条 会員は、葛飾区生物多様性推進協議会会員休会・退会・復会申込書（第2号様式）を区長に提出し、区長の承認を得て、協議会を退会することができる。

(会員の遵守事項等)

- 第7条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 協議会の活動に当たり、政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動をしないこと。
 - (2) 協議会の活動を通じて知り得た会員の機密を他に漏らさないこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に著しく支障を来す行為をしないこと。
- 2 前項の規定に違反したときは、会員は、その資格を失うものとする。

(役員)

- 第8条 協議会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 5名以内
 - (3) 部会長 設置部会数

(4) 幹事 10名以内

- 2 会長は、会員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長・幹事は、会員の中から会長が選任する。
- 5 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(会長及び副会長の任期)

第9条 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長及び副会長が任期の途中において改選された場合は、後任の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会議)

第10条 協議会の会議は、総会（年度末開催）とし、会長が招集する。

- 2 会議の議決権は、個人会員及び団体会員ごとに1票とする。
- 3 協議会は、会員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 前項の規定に関わらず、会員は、協議会の会議に欠席するときは、書面により議事の評決に参加すること又は代理人を協議会の会議に出席させ、議事の評決に参加させることができる。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 7 協議会の会議は、公開とする。ただし、公開することが適当でないと認める場合は、出席会員の3分の2以上の賛成により非公開とすることができる。

(役員会議)

第11条 会長は、協議会の運営に関し必要な協議又は調整を行うため、役員会を招集することができる。

- 2 会議の議決権は、役員ごとに1票とする。
- 3 役員会は、役員の職にあるもの全員をもって組織する。
- 4 役員会は、役員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 前項の規定に関わらず、会員は、協議会の会議に欠席するときは、書面により議事の評決に参加すること又は代理人を協議会の会議に出席させ、議事の評決に参加させることができる。
- 7 役員会は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 8 役員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(活動への参加)

第12条 協議会は、協議会の活動を推進する上で必要があると認めるときは、協議会の活動に会員以外の者を参加させることができる。

(部会)

第13条 会長は、協議会の意見に基づき、必要に応じて、特定の事項ごとに部会を設けることができる。

2 部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会は、事務を処理するため、事務局を環境部環境課内に置く。

(その他)

第15条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月11日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年3月6日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に会員である者は、この要綱の施行の日に改正後の第4条第2項に規定する任期が開始したものとみなす。